

令和6年度町県民税の申告をされる方へ

町・県民税は前年の所得について課税されます。

1. 申告していただく方

- ①令和6年1月1日現在御宿町に住所のある方で、令和5年1月から12月までに収入のあった方のうち、次の「2. 申告をしなくてもよい方」に該当しない方。
- ②収入のなかった方。
扶養されている方や他の人から援助を受けている方など、令和5年中に所得のない場合でも、申告書裏面「おたずね欄」に記入のうえ提出してください。

2. 申告をしなくてもよい方

- ①税務署に所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出される方。
- ②給与所得のみで勤務先から御宿町に年末調整を済まされた給与支払報告書の提出のある方。 ※給与支払報告書の提出の有無については、勤務先の給与担当者にご確認ください。
- ③公的年金等の収入のみで年金等支払者から御宿町に公的年金等支払報告書の提出があり、かつ、年金所得のない方。 ※年金所得の算定については、裏面をご覧ください。

国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険に加入している方は適正な保険料算定のための大切な資料となります。
所得が全く無かった場合でも、軽減等の判定に必要となりますので、必ず申告書の提出をしてください。
また、申告を忘れずと所得証明等の発行が出来ませんので、ご注意ください。

町県民税申告書は令和6年3月15日(金)までに御宿町役場3階の税務住民課税務班へ提出してください。
また、申告にはマイナンバーの記載が必要ですので記載を忘れないようにご注意ください。

TEL 68-6692

〔申告書の記載方法や添付書類について不明な点がございましたら、税務住民課税務班までご連絡ください。〕

以下のような場合で所得税及び復興特別所得税を納付したい、還付を受けるためには税務署への確定申告が必要です。

- ①事業所得、不動産所得、配当所得、一時所得やその他の所得がある方。
- ②土地や建物を売却した方。
- ③給与等の収入金額が2,000万円を超える方。
- ④給与所得者で給与所得以外の所得が20万円を超える方や給与等を2か所以上から受けている方。
- ⑤公的年金等の収入金額の合計額が400万円を超える方や公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方、還付申告をする方。
※公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であっても公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方は確定申告が必要です。
- ⑥医療費・住宅借入金等特別控除などにより還付申告をする方。
- ⑦年の途中で退職した方やパート・アルバイトの方などで勤務先の会社で年末調整を受けていない方。確定申告することで還付を受けることができます場合があります。

※ 詳しくは税務署にお問合せください。茂原税務署 TEL 0475-22-2166